

地震発生時における学校の対応基準について(新規決定事項) 平成29年 7 月
八王子市立大和田小学校長
八王子市立小学校長会

従前より、八王子市立小学校長会では地震発生時の対応における判断基準を定めていましたが、今後は休日・夜間など、学校活動が行われていない時に、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、市内小学校は、地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わないこととします（市内中学校も同様です）。

地震発生時の臨時休業等判断基準			
	在校中	休日、夜間など	避難所（市）
震度5弱	引渡し ※JR、京王線の一線でも運行停止の場合または各学校長判断による	校長判断による ※避難所開設状況や近隣校の状況を鑑みて判断	災害状況により開設する学校がある
震度5強	全校引渡し		
震度6弱以上		地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わない（新規決定事項）	全校開設

※夜間・休日などの対応については、教育委員会においても防災無線や学校ホームページの災害時情報掲示板等を通じて臨機応変な情報発信に努めます。

☆なお、基準としては上図に示した通りですが、震度4以下の地震においても、公共交通機関の状況や余震の状況に応じて、引渡しや集団下校等の措置をとる場合があります。この場合、各学校の立地する状況により、各学校長の判断または校長会として全校共通の判断になります。

